

**農業の労働環境改善に向けた政策の在り方に関する検討会
第2回検討会 議事概要**

- I 日時：令和6年11月13日（水）15:30～17:00
- II 場所：農林水産省第1特別会議室
- III 出席委員：別紙のとおり
- IV 概要：

【議題1：被用者保険制度に関する論点整理】

冒頭、事務局から論点整理の案について説明を行い、その後議論を行った結果、配布資料の資料1のとおり論点整理として取りまとめることについて委員からの賛同を得た。委員からの具体的な意見は以下のとおり。

（農業経営）

- 被用者保険制度の適用拡大への対応は、人材確保の面では必要であるが、資材費や人件費が上昇する中で、農産物価格は横ばいであり経営環境は厳しい。農業経営への負担増加に対し、経営環境への支援策を充実させるなど多角的な面から支援をしていくべき。価格転嫁の検討も進めるべき。
- 家族経営の立場からは、被用者保険の拡大は負担感を感じるが、他産業との関係でも農業を選ぶ人を増やしていかなければならないので、対応が必要。
- 任意加入の促進等をこれまで以上に行うべき。生産性の向上を進めていくとともに、法人化の推進も進めていくべき。
- 支援策については、観光や商業関係といった農業部門以外の支援策も適切に組み合わせて活用していく方法もある。

（事務手続・周知）

- 周知については、様々な立場の方々が適切に理解できるよう、丁寧に、分かりやすく進める必要。
- 周知には時間がかかり、経営計画を見直す必要も出てくるため、準備期間の配慮が必要。
- 農業は季節によって事業量が変わるため、標準報酬月額が変わり、

手続き面で難しい面がある。事務負担軽減措置が必要。また、事務手続きについて、分かりやすくすることや、簡素化を求めたい。

- 法人経営体の常時雇用労働者は加入済みだが、季節的労働者は加入していない。季節的労働者の今後の取扱いなど、被保険者となるかならないかの理解周知をしっかりとしないと混乱する。
- 現在強制適用対象となっていない個人事業者に対し、健康保険や厚生年金は被用者の将来の資産形成に有効であるということを理解させる必要があるが、時間がかかる。
- 農業経営者にアドバイスができる社会保険労務士との連携を図るべき。実際に、社会保障関係の手続きを社労士に依頼したところ手続きがとても楽になった。

(外国人)

- 外国人については、帰国する際の手続きを十分に理解できるよう、周知をより一層行うべき。さらに帰国手続きをスムーズに行えるようにしてほしい。
- 我が国の社会保障制度においては、国籍による差は設けていない中で、働く外国人に社会保険の拠出を求めていくことは今後さらに重要になるだろう。働く外国人に関する制度の理解増進が重要。

【議題2：農業の労災保険について】

冒頭、事務局、農林水産省農産局技術普及課及び厚生労働省労働基準局労災管理課から資料2に基づき説明を行った。

(総論)

- 農業を暫定任意適用事業とした当時は家族経営中心であり、実態の把握が困難という面もあったが、現在は状況が大きく変化してきている。その一方で、農業の現場では、お互いに手を貸す、借りるという実態が残っているのも事実。また、雇用形態が必ずしも明らかではない実態もある。農業の雇用環境の変化に比べ、農業者の意識が変わっていない面もあるのではないかな。前提として、労働者性をしっかり判断していく必要がある。
- 労災保険は、労働者の保護を目的として使用者に無過失責任を

課す制度であり、歴史的にも重要な制度。労働者の保護は産業間で差があってよいものではなく、経営体の性格によって適用がないことは制度趣旨に照らしても暫定任意適用の正当化は困難。暫定任意適用については撤廃し、速やかに適用とすべきである。

- 労災への対応も含めた農業の労働環境改善について、規模の小さい経営体がいることや、人口が減少している中で雇用の確保が重要になっているといった点は外国も同じ。諸外国の例なども参考としつつ、安全性の問題と労災保険の問題との全体を包含する形での検討が必要。
- 法人化している経営体にとっては、労災保険への加入は当然との認識。労災保険に加えて民間保険にも加入している者も一定程度いる。
- 熱中症も含め、まず農業現場における労災事故を起こさない工夫が必要。一方で、労災事故をゼロにはできないため、労災が発生してしまった場合の備えとしても労災保険の加入は重要。

（事業者の負担）

- 保険料負担よりも、労働災害が発生したときの補償料の方が大きいと考えられ、保険に加入するメリットは大きい。その一方で、手続き面など経営体にとって負担があることも明らか。バックオフィス機能を整える必要。
- 多様な働き方が推進される中で、雇用契約書の締結や賃金における台帳の整備等の基本的な労務管理が必要。認定農業者制度の中で、経営改善計画にも適切な雇用環境整備の取組を盛り込むことも必要ではないか。
- 労働条件を改善したくても事務負担が大きいという実態があり、労災保険加入に向けた支援を講じていくべき。
- 手続きが煩雑なため労災保険に加入していない事業主もいる。年度更新などの手続面での見直しも、加入促進につながる方策となるのではないか。

(周知)

- 農業は高齢者も多い中で、事業主の意識を変えていくための周知活動が必要。現在でも、事業主が労災保険に特別加入できることを知られていないケースもある。
- 県の普及指導員が周知のカギであり、他にも農業支援センター等、農業者と直接かかわる者や関係機関に十分に周知していくべき。農村への社会保険労務士の派遣をはじめ、既存の社会保険労務士のネットワークを活用いただくという方法もあるかと思う。
- 事業主から見ても、現在は暫定任意適用というところで、労災保険加入への意識が希薄であるという面もある。事業者は、実際に労災事故が起きた際の対応について考えなければならない。労災保険の加入は事業者にとっても利益があるものであり、事業主側にリアリティをもって伝えていくことが必要。

(特別加入)

- 農作業安全と一緒に、労災保険の特別加入制度を再度検討していく必要。個人事業主が特別加入することにより、雇用者も含め全員が労災保険に加入することになるので、特別加入の推進も実施すべき。
- 労災保険特別加入は、中々伸びていない。なお、農業者団体でも加入手続きを支援しているが、人手不足でもあることから、こうした部分の支援も必要ではないか。

(以上)

(別紙)

第2回農業の労働環境改善に向けた政策の在り方に関する検討会
出席者一覧

【委員】

- 梅本 雅 ファーム・マネージメント・サポート代表
 (前国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構 非常勤顧問)
- 漆山 陽子 漆山果樹園代表
- 笠木 映里 東京大学大学院法学政治学研究科 教授
- 黒谷 伸 一般社団法人全国農業会議所 経営・人材対策部長
- 鈴木 泰子 社会保険労務士法人リライアンス代表
 (全国農業経営支援社会保険労務士ネットワーク 会長)
- 林 俊秀 株式会社 Tedy 取締役会長
 (公益社団法人日本農業法人協会 副会長)
- 小田 哲也 株式会社みやぎ農園 代表取締役
 (全国農業青年クラブ連絡協議会 副会長)
- (※ 全国農業青年クラブ連絡協議会 水野 弘樹 会長の代理出席)
- 元広 雅樹 一般社団法人全国農業協同組合中央会
 営農・担い手支援部長

(五十音順・敬称略)

(主催)

- 杉中 淳 農林水産省経営局長